

## 保険薬局部会ニュース

令和3年9月3日  
広島県薬剤師会保険薬局部会

### 後発医薬品の調剤について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

後発医薬品の供給については、不正行為に端を発した多品目に渡る医薬品の供給停止・出荷調整において、現在でも改善の兆しが見えないばかりか、その影響範囲は一層広がっており、各保険薬局においても苦しい状況を強いられておられることと存じます。

本会では、この状況を少しでも緩和できるよう、次の事項を中国四国厚生局に申し入れ、了承を得ましたので、ご連絡いたします。

#### 【従来】

- 含量規格が異なるジェネリック医薬品、類似する別剤形のジェネリック医薬品への変更は、変更調剤後の薬剤料が変更前と比較して同額以下の場合にしか認められない。
- 一つの処方内で後発医薬品のメーカー違いを組み合わせて調剤することは、医師の指示がなければ認められない。



#### 【確認事項】

後発医薬品から後発医薬品の変更であること。患者さんへ説明し同意を得ること。内服調剤料は、同じであること。以上を条件として、供給停止・出荷調整中は、以下の調剤をすることが可能。

- 類似する別剤形への変更において、薬剤料が高くなる変更を行うこと  
例) プランルカスト錠 225「EK」2錠  
→ プランルカストカプセル 112.5mg「トーワ」4Cap
- 処方内で後発医薬品を組み合わせることにより、処方日数分の調剤を行うこと  
例) 【般】カンデサルタン錠 4mg 28日分  
→ カンデサルタン錠 4mg「トーワ」20日 + カンデサルタン錠 4mg「あすか」8日

(なお処方医に問い合わせることによって変更される場合には「後発と先発を合わせて調剤日数分とすること」も可能です。)